

乙第1号証

婚姻制度等に関する民法改正要綱試案
及び試案の説明

法務省民事局参事官室

婚姻制度等に関する民法改正要綱試案について

法制審議会民法部会では、現在、身分法小委員会において、婚姻及び離婚に関する制度全般並びに嫡出でない子の相続分に関する制度の見直しのための検討作業を行っています。

これまでの審議の結果、これらの制度に関する基本的な問題点のいくつかについて、一応の結論ないし方向が示される段階になっておりますが、これらは、いづれも国民生活に重大な影響を及ぼすものと考えられるため、身分法小委員会においては、今後更に検討を進める前提として、広く関係各界の御意見を聴くことが相当であるとされました。そこで、当参事官室では、現在までの小委員会における審議結果の大綱を取りまとめ、**「婚姻制度等に関する民法改正要綱試案」**を作成し、これを**「婚姻制度等に関する民法改正要綱試案の説明」**と併せて公表することとしました。

この要綱試案に対し、各方面から御意見又は御提案が多数寄せられることを期待しております。なお、夫婦の氏の問題につきましては、夫婦の氏の在り方、子の氏の決定方法、子の氏の変更の可否を通じてそれぞれ一定の考え方に基づいてA案からC案までの三類型案を提示しております（なお、これらの類型は、身分法小委員会における意見の多少や軽重を表わすものではありません）が、これらを部分的に改める案又はこれらと異なる類型案が適当であると考へになる場合には、その旨の御意見をお寄せいただいで差し支えありません。御意見をお寄せいただける場合には、平成七年一月二〇日までにお願ひできれば幸甚に存じます。

平成六年七月

法務省民事局参事官室

婚姻制度等に関する民法改正要綱試案

第四 離婚

一 協議上の離婚

1 協議離婚後の親子の面接交渉（七六六条関係）

- (一) 父母が協議上の離婚をするときは、その協議により、子の監護に必要な事項の一として、父母の一方で離婚後子の監護をすべき義務を負わない者と子との面接交渉について定めることができるものとする。
- (二) (一)による定めをする場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならないものとする。
- (三) (一)の事項について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所がこれを定めるものとする。
- (四) 子の利益のために必要があると認めるときは、家庭裁判所は、(一)又は(三)の定めの変更について相当な処分を命ずることができるものとする。

(後注) 七六六条の「監護」の範囲を条文中明記すべきかどうか、及び離婚後における父母の共同親権の制度（又は共同監護の制度）を採用すべきかどうかについては、今後の検討課題とする。

2 財産分与（七六八条関係）